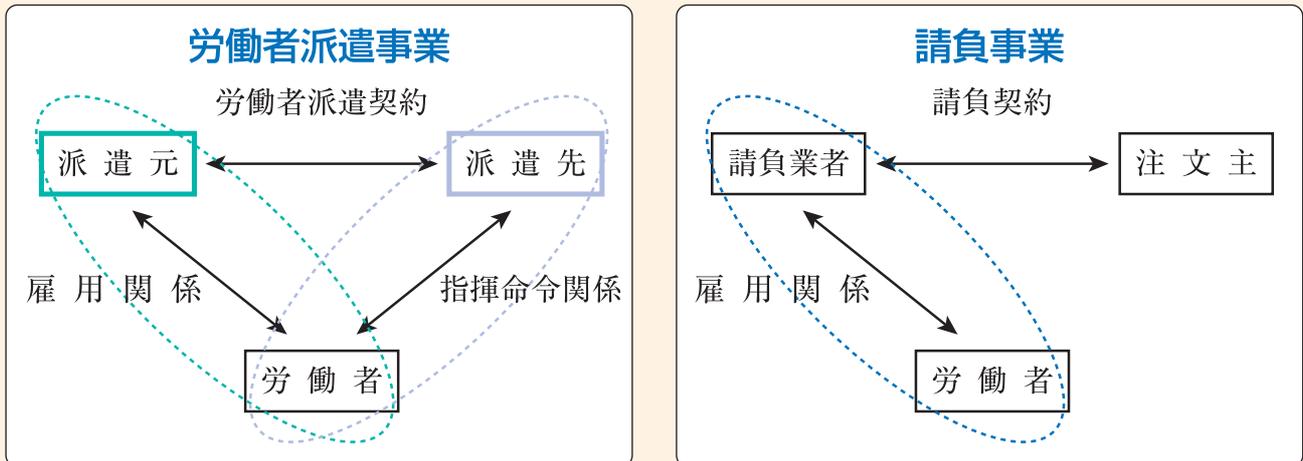


●労働者派遣事業と請負事業は異なります●

労働者派遣事業と請負事業との違いは、**請負事業では注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じない**という点にあります。

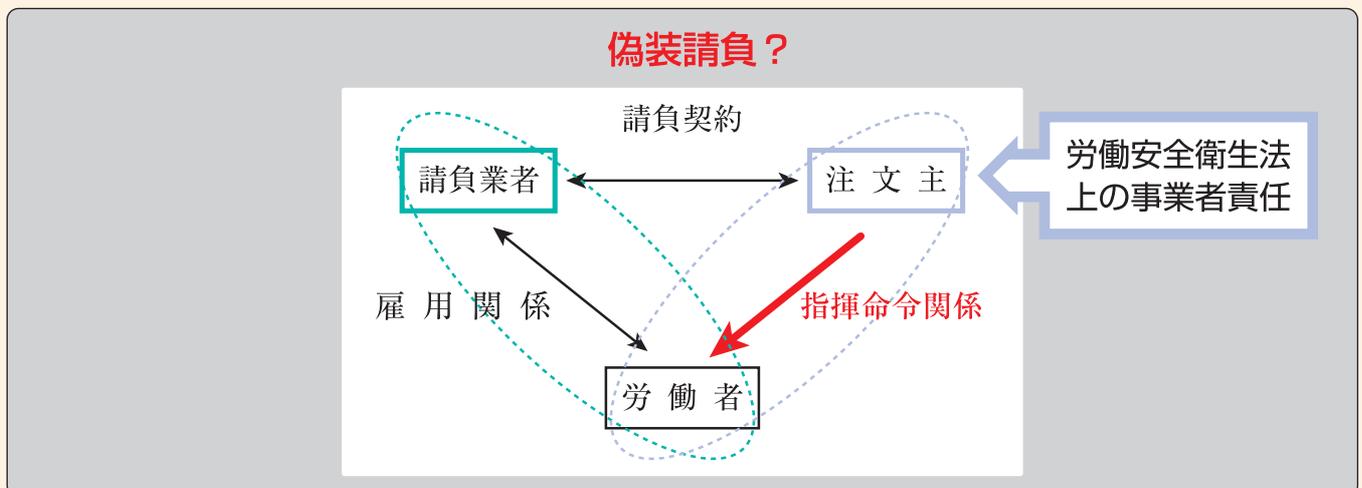
労働安全衛生法に基づく事業者の責任については、請負事業では原則として請負業者が負いますが、労働者派遣事業では原則として派遣元が負うだけでなく、**派遣先も責任を負う事項**があります。



労働安全衛生法上の事業者と労働者の関係

注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、**請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し**、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、**注文主が負う**こととなります。

請負を偽装して労働者派遣事業を行ういわゆる偽装請負では、注文主も労働安全衛生法違反を問われる場合があります。



労働者派遣と請負の区分について、詳しくは、『労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）』を参照してください。